

村上市行政手続条例を改正しました

行政不服審査法の全面改正に合わせ、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月に公布され、平成27年4月1日から施行されました。

行政手続法は処分・行政指導などに関する手続を定めた法律です。本市が行う処分などのうち、国の法律などに基づく処分は行政手続法の対象になり、行政指導および条例などに基づく処分は村上市

行政手続条例の対象になります。そこで、行政手続法の改正に合わせ、村上市行政手続条例も同様の改正を行い、平成27年4月1日に施行しました。

改正により行政手続における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、行政指導の相手方や市民の権利利益の一層の保護を図ります。改正条例の概要は以下のとおりです。

(1)行政指導の方式

市が行政指導をする際に、従わなければ許認可などを取り消すことができることなどを示す場合は、その処分の根拠となる法令などを明示します

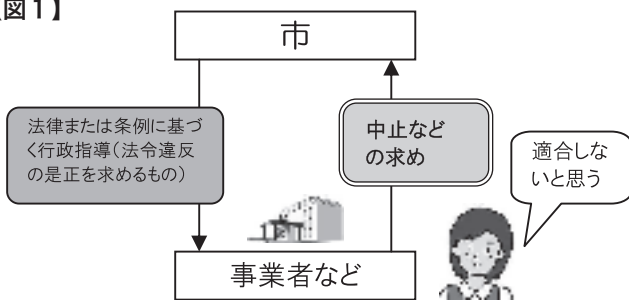
(2)行政指導の中止などの求め

市から法令違反の是正を求める行政指導を受けた相手方は、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと思うときは、書面で中止などを求めることができます。(図1参照)

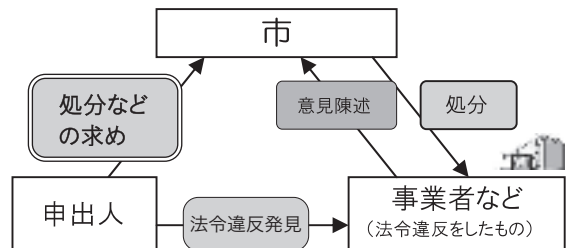
(3)処分などの求め

法令違反の事実を発見した場合に、その是正のための処分または行政指導がされていないと思うときは、市に対して書面で申し出て是正を求めることができます。(図2参照)

【図1】



【図2】



●問い合わせ 総務課総務・危機管理室 ☎53-2111(内線313)
または各支所地域振興課総務管理室



答申書を手渡す策定委員会の櫛谷委員長(右)

3月25日(水)に、村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会(以下「策定委員会」)から村上市長職務代理者に対して、村上駅周辺まちづくりプラン(基本構想)が答申されました。厚生連村上総合病院が村上駅西側に移転する計画があり、現村上駅前前の区域が、空洞化、衰退しないよう移転後の跡地利用策や活性化策および駅周辺の土地利用や施設整備について検討する必要がありました。

村上駅周辺 まちづくりプランを答申

このため、平成26年2月13日(水)に市長から諮問を受けた策定委員会において、村上駅周辺のまちづくりを推進するための基本的な方針および計画として策定したものです。

今後、市としては答申の内容を踏まえ、具体的な取り組みや事業の実施について、その時点での本市の財政状況、社会情勢を考慮し、実施の可否、実施時期、施策の詳細部分、活用できる国・県の支援事業などを改めて検討することとなります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。また、本庁政策推進課および各支所地域振興課でもご覧いただけます。

●問い合わせ

政策推進課 都市政策室
☎53-2111
(内線536)